

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 さくら(法人番号6140005013572)

監査実施日 令和7年3月18日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
<p>1 令和5年度の一般監査において、「理事のうちには、施設の管理者が含まれている必要があるが、選任されていない。この内容は平成29年度より指摘しているが改善が図られていない。速やかに法人が設置している施設の管理者を理事として選任すること。」と指摘しているのに対して、理事長は理事会の場において、「今まで強く指摘を受けなかった」との発言があり、平成29年度より継続して指摘しており、所轄庁である本市からの指摘を、真摯に受け止めていないと言わざるを得ない。 については、令和7年6月の改選時に必ず、法人が設置している施設の管理者を理事として選任すること。 なお、改善が行われない場合は、法人運営が著しく適正を欠くものと判断し、所要の改善措置がとられるよう、社会福祉法第56条第4項に基づく改善勧告を行うことを申し添える。</p>	改善済
<p>2 令和5年度決算を確認していたところ、令和5年度以降、施設入所者等に提供するための米を理事長個人から購入しているが、利益相反取引に関する手続きがとられておらず、加えて、随意契約にあたっての価格比較を行っていないかった。 については、法令等の定めにより、随意契約に際しての価格比較を行い、購入価格が適正か否か調査のうえ、理事長との取引を継続するかどうか審議すること。なお、見積もりを徴する業者及びその購入価格の決定にあたっては、公平性及び透明性の確保に十分留意すること。 そのうえで、取引を継続することを決定した場合にあつては、理事長との取引については社会福祉法人としての利益相反取引となるので、その取引の重要な事実を開示し、理事会で承認を受けること。なお、理事会の承認に際しては、社会福祉法第45条の14第5項に規定される特別の利害関係者である理事長については、議決に加わることができないことに留意すること。 また、取引をした理事長については、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。</p>	一部改善済
<p>3 定款細則に定められた理事長専決事項にない土地建物の賃貸借契約について、理事会審議前の令和7年2月20日に理事長の独断により契約を行っている。 また、理事長は一般監査の場で、「理事会において不動産賃貸借契約の理解が得られなかった場合は、不動産賃貸借契約は初めから無かった事とする」という覚書を締結しているため、事前に契約を締結しても問題ないと主張しているが、そもそも本覚書の締結も理事長が専決できる事項ではない。 さらに、覚書中、本来、「賃貸人」と記載すべきところを「賃借人」と誤記しており、本覚書の効力が不確定である。 これまで再三、理事会を軽視した理事長による独断専行は行わないよう指導してきたにもかかわらず、このような不適正な事案が発生したことは、所轄庁として誠に遺憾である。 理事長には、法令及び自法人の規定に従った法人運営を強く求める。 については、理事長が定款細則等を遵守しないことについて、原因及び対応策を理事会で審議すること。</p>	未改善

4	<p>本部拠点区分について、夢前リハビリセンター拠点区分から142,049,031円の巨額の拠点区分間長期貸付金が計上されており、社会福祉事業である夢前リハビリセンターの社会福祉事業の円滑な遂行を妨げかねない状況となっている。自立支援給付費を主たる財源とする資金の貸付については、原則1会計年度を超えて実施することは認められないものであるが、止むを得ない事情から長期的に貸付を行っているのであれば、法令等の定めに従い、速やかに計画的な償還を行うこと。</p>	未改善
5	<p>令和5年度の一般監査において、「テレワーク勤務を行っている理事の親族である職員の勤務時間について、就業時間に全て同じ時間が記載されている。実際の勤務時間以上の給与が支払われている場合、特別の利益供与となるため、適切に労働時間を管理すること。」と指摘しているのに対し、何の対応も取られておらず、特別の利益供与となる疑念が払拭されていない。テレワーク勤務を行っている理事の親族である職員の勤務時間について、適切に労働時間を管理するとともに、今までの勤務実態について監事監査で調査すること。</p>	改善予定
6	<p>令和5年度の一般監査において、「旅費規程において、自家用車による出張の場合は、使用頻度に応じ10当たり10km走として時価による交通費を支給するとあるが、理事長が自家用車で出張した際には、この計算を行っておらず、給油分のガソリン代の支払いを受けていた。旅費規程を超える支出は理事に対する特別の利益供与にあたるため、適切に計算し、旅費規程に定める基準を超える支出がある場合は法人に戻入すること。」と指摘しているのに対して、令和5年1月7日の出張のガソリン代のみを全額返還しているが、当課で確認している限り、令和4年3月14日及び令和4年6月29日にも同様に公用車の使用履歴がなく、私用車を使用したと疑われる出張がある。令和5年度にも指摘したとおり、旅費規程を超える支出は理事に対する特別の利益供与にあたるため、旅費規程に定める基準を超える支出がある場合は、適切に計算し、法人に戻入すること。また、その他に規程によらない理事長に対する支出がないか監事監査で確認すること。</p>	改善予定
7	<p>令和5年度決算において、借受金1,000,000円（グリーンライフからの借受金）の返金処理を行っていたが、当該会計処理の詳細を法人に確認したところ、指導監査時点において、そもそもどのような経緯で借受金として計上したかも不明確で、また、どのような過程において返金処理がなされたかも判然としない状態であった。 このような状態では、当該会計処理が適正なものであったどうかの判断ができないため、今後は法令等の定めるところにより適切に会計処理を行うとともに、この度の借受金の返金処理については、経緯を調査し、理事会及び評議員会に報告し、承認を得ること。</p>	改善済

令和7年7月14日現在